相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子四丁目一三番地四、最後の住所東京都新宿区下落合三丁目一五番一七―七〇三号　被相続人　亡　柳澤　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市三光町九番地、最後の住所東京都練馬区関町南四丁目五番二二号　被相続人　亡　加藤　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地新聞之新聞ビル三〇五号室菅野綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市勝浦村一〇三二番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　中野　満治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所東京都中央区日本橋二丁目三番二一号八重洲セントラルビル八階日本橋総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　椙村　寛道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区南烏山六丁目三三番、最後の住所東京都世田谷区大蔵二丁目三番二四号カルム参番館五〇三　被相続人　亡　稲川　祐資

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門三―五―一虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原二丁目一二〇七番地、最後の住所東京都江戸川区小松川四丁目九四番地ラ・ナシカこまつがわ　被相続人　亡　桑畑　朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門三―五―一虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小松川二丁目四〇三六番地、最後の住所東京都江戸川区東小松川二丁目二八番二三号　被相続人　亡　小澤　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所東京都千代田区一番町一〇番地相模屋第二ビル三階麹町創和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　栗原　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字竹ケ花四三番地、最後の住所栃木県足利市大町一三番地一五　加持アパート一五号　被相続人　亡　田村　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所　福井県福井市宝永四丁目二―一〇斉藤ビル三階　野村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　和浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市みのり一丁目一〇九番地、最後の住所福井県福井市島寺町第六七号三〇番地　被相続人　亡　南　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

福井県福井市春山一丁目一番四〇号　相続財産管理人　中尾　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡身延町八日市場六八〇番地、最後の住所山梨県甲府市城東四丁目一三番一五号城東病院内　被相続人　亡　佐田　正巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

山梨県甲府市丸の内二丁目二〇番三号堀内・平嶋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平嶋　育造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区綾小路通西洞院西入芦刈山町一一七番地、最後の住所京都市中京区壬生土居ノ内町三一番地　被相続人　亡　大西　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

京都市中京区河原町二条南西角　河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所　相続財産管理人　池上　哲朗

第34期決算公告

平成30年3月25日　埼玉県所沢市上新井四丁目78番地25

株式会社西武開発

代表取締役　田形　幸満

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,650	流動負債	2,514
固定資産	2,169	固定負債	2,152
		株主資本	1,153
		資本金	100
		資本剰余金	355
		資本準備金	202
		その他資本剰余金	152
		利益剰余金	698
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	678
		（うち当期純利益）	(98)
合計	5,820	合計	5,820